アンチ・ドーピングに関するQ&A

国スボ選手を中心としたアンチ・ドーピング研修動画・視聴アンケートの質問への回答です。

Q&A	Q	А
I	発毛剤の処方はドーピングにあたるのか	塗り薬や飲み薬に、テストステロン(男性ホルモン)が含まれている製品があります。 テストステロンなどの男性ホルモンやタンパク同化薬は禁止物質となっています。 以前、フィナステリドという成分がドーピング検査の分析で影響を与えるということから 禁止とされていましたが、現在は機器精度が向上し、禁止物質ではなくなりました。
2	禁止されている薬の情報	 禁止物質・方法については、毎年、1回以上改定となります。1月1日から12月31日まで有効となっていますので、必ず最新の情報をJADA(日本アンチ・ドーピング機構)のホームページなどで確認をしてください。 また、禁止物質を含む製品は多数あり、また、規則が改定されることから一覧表を作成するのが難しい状況です。使用にあたっては、Global DROで禁止物質の有無を検索してください。Global DROは次のサイトから利用可能です。 Global DRO https://www.globaldro.com/JP/search/new-search 不明な点、不安な点がありましたら、北海道スポーツ協会にご連絡ください。 北海道スポーツ協会:e-mail: kokutai@hokkaido-sports.or.jp
3	ドーピング検査に関すること	ドーピング検査の実際についてはJADAのホームページで確認することができますの で、参照してください。 検査結果については、禁止物質等が検出された場合のみ連絡があります。 (尿検査) <u>https://www.realchampion.jp/what/prove/process/urine.html</u> (血液検査) <u>https://www.realchampion.jp/what/prove/process/blood.html</u>
4	普段から気を付けなければいけないこと	 ・自分の体に取り入れるものには十分に気をつける ・病院を受診した際にはアスリート(競技スポーツ選手)であることを伝え、禁止物質を含まない薬を処方してもらう ・禁止物質を含む薬の処方が治療上必要であり、他の薬への変更ができない場合は TUE(治療使用特例)申請を行う ・薬局で薬を買う際には、禁止物質を含まないものを選ぶ ・常に新しい情報で確認する ・疑問や不明な点がある場合は、競技団体や都道府県薬剤師会、スポーツ協会、 スポーツファーマシスト、スポーツドクターに問い合わせて確認する。
5	何故全員ドーピング検査をしないのか?	ドーピング検査の目的は、クリーンでフェアなスポーツを守ると共に、全てのアスリート が持つ「クリーンなスポーツに参加する権利」を守ることです。全員に検査を実施する ためには、費用の問題、検査に要する時間、選手やスタッフへの負担などが発生するこ とになります。そのような背景を考慮して、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)や国際 検査機関(ITA)などが全スポーツで統一されたルールに則ってドーピング検査を 行っています。ドーピング検査(尿・血液)についてはJADAのホームページで確認する ことができますので、参照してください。 (尿検査) <u>https://www.realchampion.jp/what/prove/process/urine.html</u> (血液検査) <u>https://www.realchampion.jp/what/prove/process/blood.html</u>
6	カフェインの過剰摂取とドーピングは 関係しているのか?	カフェインには興奮作用があることから、過去にはドーピング禁止物質とされていましたが、2022年においては監視プログラムという分類に入り、禁止物質ではありません。ただし、選手の中で濫用するような状況を続けば、禁止物質としての検討の可能性もあります。カフェインはコーヒーや茶類などにも含まれておりますが、大量に服用することは避け、日常生活の嗜好品の範囲を心掛けてください。

Q&A	Q	А
7	親権者が近場にいないときの同意書の 提出はどうすればよいか	18歳未満のアスリートが競技会に参加する際には、親権者からのドーピング検査に関する同意書の提出が必要となりますが、これは事前に親権者の署名をもらって作成してください。同意書は全日本レベルの大会へ参加する際に持参し、検査の対象となった際にDCO(ドーピング検査員)に提出してください。提出できない場合は、検査後7日以内にJADA事務局へ郵送してください。 同意書は一度、提出したら、その後、検査の対象となった場合は提出したことを伝えるだけで結構です。 同意書はJADAのサイトからダウンロードすることができます。 (JADAホームページ) https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html (郵送の場合の提出先)
		〒112-0002 東京都文京区小石川1-12-14日本生命小石川ビル4F 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 検査部 宛
8	サプリメント等に関する注意事項	サプリメント(健康食品やドリンク等)は薬ではなく、食品の分類に該当します。本来は 含まれていないはずの薬の成分や禁止物質が含まれていたという報告もあり、ドーピ ング違反(アンチ・ドーピング規則違反)となった事例もあります。サプリメントについ て、アンチ・ドーピングに関する第三認証機関製品として認定されている製品もありま すが、製品やドーピング禁止物質を含まないという安全性を100%保障するものでは ありません。したがって、リスクはゼロではないということになります。今一度、サプリメン ト使用について考えてみてください。
9	点鼻薬はドーピングになるのか?	点鼻薬がドーピング禁止物質を含むという判断ではなく、含まれている成分で判断す る必要があります。使用する薬の成分を確認してみてください。糖質コルチコイド(副腎 皮質ホルモン)のように、飲み薬や注射などは禁止、点鼻薬の場合は使用可能という 成分もありますので、Global DROで検索してみてください。
10	自分には関係ないととらえてしまう選手や コーチへの意識づけの方法	教育の意識づけは非常に難しいところですが、アンチ・ドーピングは他の競技規則とは 少し趣が違っており、専門用語も特殊であり、理解するのが難しいところがあると思い ます。一度、講習を受けたら終わりではなく、毎年、続けて受講して頂き、少しずつ理解 する形でもよいと思います。普段から少しずつ理解しておかないと、いざ、病院で薬を 処方された時に、禁止物質の確認をするところまで気持ちが行かずに終わってしまうと 思います。競技規則の1つとして理解して頂けることを期待しています。
11	低用量ピルを使っているが、ドーピングに はならないか?	低用量ピルは卵胞ホルモンと黄体ホルモンの合剤であるが、禁止物質に該当しない。 以前は、一部の低用量ピルに含まれている代謝物により陽性が疑われる可能性があ るとされていた。現在では、分析技術の向上により、使用可能となった。使用に際して は、むかつきや不正出血、特に静脈血栓塞栓症のような副作用に十分留意して適切 に使用して頂きたい。但し、月経困難症治療薬には、低用量ピル以外に禁止物質のイ ソクスプリンを含む製品(製品名ズファジラン:2024禁止表国際基準S3 ベータ2作 用薬)や漢方薬などがあることから使用に際しては注意が必要である。